

注意

狩猟者のみなさまへ

『鳥獣保護管理法 第18条』では、

「鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、…(中略)…

当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。」と定められています。

大多数の狩猟者の方は遵守いただいておりますが、
今年度の狩猟期におきましても適切な処理の徹底をお願いします。
(処理加工施設への搬入、埋設等)



兵庫県 環境部 自然・鳥獣共生課